

令和8年度 松戸市 高齢者インフルエンザ定期予防接種について

⚠ 実施期間：10月1日から令和9年1月31日まで

※開始日は医療機関によって異なります。千葉県内相互乗り入れ医療機関も令和9年1月31日まで

対象者 松戸市に住民登録がある下記の方

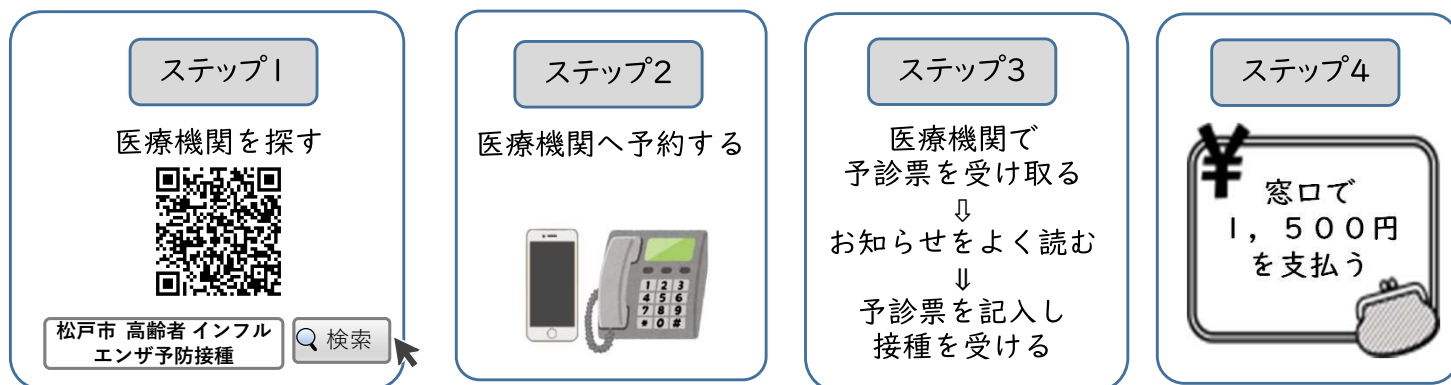
- ・接種日時時点で、65歳以上
- ・接種日時時点で、60歳以上64歳の方で、心臓、腎臓、呼吸器の機能の障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害のいずれかで身体障害者手帳1級相当の方

接種費用 ・1,500円（生活保護受給者は費用免除）

助成回数 ・1回

持ち物 ・氏名、生年月日、住所がわかるもの（マイナンバーカード等）
・生活保護受給者は受給証明書等

【予防接種の受け方】 予診票とお知らせは、医療機関にて配布



●松戸市外での接種は接種前に手続きが必要です。

千葉県内相互乗り入れ医療機関で接種希望の方は、市民健康相談室または予防衛生課でお申し込みください。市民健康相談室は市役所の他、各支所にございます。

松戸市 高齢者 予防接種 市外

検索

■インフルエンザの概要

インフルエンザは、インフルエンザウイルスに感染することによって起こる病気です。38℃以上の発熱、頭痛、関節痛、筋肉痛、全身倦怠感等の症状が比較的急速に現れるのが特徴です。併せて普通の風邪と同じように、のどの痛み、鼻汁、咳等の症状も見られます。

ご高齢者の方や免疫力の低下している方では二次性の肺炎を伴う等、重症になることがあります。

季節性インフルエンザは流行性があり、日本では、例年12月～3月が流行シーズンです。

〈厚生労働省 予防接種・ワクチン情報より抜粋〉

■ワクチンの効果

現在国内で用いられている不活化インフルエンザHAワクチンは、ポリオや麻しん・風しんのワクチンほどの高い発症予防効果は期待できず、感染を完全に阻止する効果はないが、インフルエンザの発病を予防することや、発病後の重症化や死亡を予防することに関しては、一定の効果があるとされています。高齢者への不活化インフルエンザHAワクチンでは、34%～55%の発病を阻止し、82%の死亡を阻止する効果があったと報告されています。

〈予防接種ガイドライン2026年度版（B類疾病）より〉

■ワクチンの安全性

- ・季節性インフルエンザでは比較的多く見られる副反応には、接種した場所の赤み、はれ、痛み等があげられます。接種を受けられた方の10%~20%に起こりますが、通常2~3日で消失します。
- ・全身性の反応としては、発熱、頭痛、寒気（悪寒）、だるさ（倦怠感）などがみられます。接種を受けられた方の5%~10%に起こり、こちらも通常2~3日で消失します。
- ・また、まれではありますが、ショック、アナフィラキシー様症状（発疹、じんましん、赤み、かゆみ、呼吸困難等）がみられることもあります。

■予防接種を受けられない方

以下の方は、接種をうけることができません。

- ・この予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーショックを呈したことがある方
- ・その他、予防接種を行うことが不適当な状態にあると医師が判断する方。

また、以下のような場合は接種を受けることができませんので、治ってから受けるようにしてください。

- ・発熱している。
- ・重篤な急性疾患にかかっている。

■接種に注意が必要な方

以下の方は、接種にあたって注意が必要なので、あらかじめ医師に相談してください。

- ・心臓血管系、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患、発育障害超の基礎疾患を有する方。
- ・過去にけいれんの既往のある方。
- ・過去に免疫不全の診断がなされている方および近親者に先天性免疫不全症の方がいる方。
- ・間質性肺炎、気管支喘息等の呼吸器系疾患を有する方。
- ・本剤の成分または鶏卵、鶏肉、その他鶏由来のものに対してアレルギーを呈するおそれのある方

〈 厚生労働省 予防接種・ワクチン情報より 〉

■予防接種を受けた後の一般的注意事項

- ・インフルエンザワクチンの副反応（接種部位の発赤、腫れ、疼痛、発熱、頭痛、倦怠感等、まれに発疹、じんましん等）の多くは、24時間以内に出現しますので、体調の変化に注意しましょう。特に、接種直後30分間は急な副反応（ショック、呼吸困難等）が起こることがあります。医師とすぐに連絡を取れるようにしておきましょう。
- ・入浴は差し支えありませんが、注射した部位をこすることはやめましょう。
- ・接種当日は通常の生活でかまいませんが、激しい運動や大量の飲酒は避けましょう。

■健康被害の救済制度について

ワクチンの接種によって医療機関での治療が必要になったり、生活に支障が出るような障害を残すなどの健康被害が生じた場合は、予防接種法に基づく健康被害救済制度を受けることができます。

ただし、その健康被害がワクチンの接種によって引き起こされたものであると厚生労働大臣が認定した場合にのみ給付を受けることができます。

健康被害の程度に応じて、医療費、医療手当、障害年金、遺族年金等が支給されます。

※インフルエンザ定期予防接種は、個人の重症化予防を目的に、接種を希望される方が受ける予防接種です。

お知らせをよく読み、わからないことは接種を受ける前に医師に質問しましょう。十分に納得できない場合は、接種を見合わせましょう。

予診票は接種担当医師への大切な情報ですので、接種を受ける方が責任をもって正確に記入するようにしましょう。